

TOB に対しての 自己株式の処分

制度調査部
堀内勇世

【要約】

現在、自己株式（金庫株）の処分は、商法上、原則として新株発行手続に準じた規制を受けることとなっている。

その中で、売出しに準ずる売却処分や第三者割当て的売却処分などが行われてきたところである。

また新たな方法が生み出されている。

自社に対して行われている公開買付け（TOB）に応募するために、自己株式を処分するというものである。

1. TOB と自己株式処分

株式会社ポッカコーポレーション（2592、以下「ポッカ」）の株式に対して、平成17年（2005年）8月23日から9月20日まで、株式会社アドバンテッジホールディングスが公開買付け（TOB）を行った。

この事例は、上場会社のMBOとすることで注目を集めた。

しかしながら、この事例において、発行会社の自己株式（金庫株）の処分の観点からも注目すべき点が存在する。

株式会社アドバンテッジホールディングスが行った公開買付け（TOB）に応募するために、ポッカは自己株式を処分しているのである。

詳細は明らかではないが、ポッカの8月22日と9月21日のプレスリリース（適時開示書類）によれば、以下の日程で行われた模様である。

8月22日（月）	自己株式処分に関する取締役会決議
9月12日（月）	自己株式処分に関する取締役会決議公告
9月20日（火）	公開買付け応募期限
9月27日（火）	払い込み期日

このポッカの自己株式処分は、商法第211条に基づく、新株発行手続に準じた手続（公告の手続き等）を経て行われたものと思われる。

2 . 【参考 1】自己株式（金庫株）の処分等の概要

保有する自己株式（金庫株）の処分等の方法は、現在、次の通りである。

- ・売却処分
 - ～ ただし、商法上、新株発行手続に準じた規制を受ける（公告が必要、有利発行規制に準じた規制を受ける等）（商法第 211 条）（注 1）（注 2）。
- ・代用自己株式
 - ～ 合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができる（商法第 409 条の 2、第 356 条、第 374 条の 19）。
- ・新株予約権の行使時の移転
 - ～ 新株予約権が行使された際に、保有する自己株式（金庫株）を移転することができる（商法第 280 条の 19）（注 3）（注 4）。
- ・端株・単元未満株式の買増制度への対応
 - ～ 定款で端株・単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがある（商法第 220 条の 7、第 221 条の 2）（注 5）。
- ・消 却
 - ～ 商法第 212 条によれば取締役会の決議で消却可能である。

（注 1）証券取引法の開示関連では、「売出し」として、規制がかかることがある。この点については、「企業内容等開示ガイドライン」の「A 基本ガイドライン」の「二 - 三」には、次の通り記載されている（「証券六法 平成 17 年版」より）。

会社が商法第二十一条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、五〇名以上の者を相手方として売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行うときは「有価証券の売出し」に該当することに留意する。

（注 2）無償とする事例も出てきている。（株主総会の特別決議が必要と思われる。）

（注 3）ここでいう新株予約権（ストックオプションもこの一種）には、新株予約権付社債の新株予約権も含む。

（注 4）保振機構へ預託している転換社債型新株予約権付社債（CB）の転換分について金庫株を充当できるスキームが、平成 16 年 8 月 23 日から開始されている（平成 16 年 8 月 31 日付日経新聞参照）。

（注 5）「端株等の買増制度」については以下のレポート参照。

「端株等の買増制度の商法改正案」（横山淳、2002.4.8 作成）

3 . 【参考 2】自己株式（金庫株）の処分等の関連レポート

- ・「自己株式の売却処分の事例 05.06（上）」（堀内勇世、2005.6.30 作成）
- ・「自己株式の売却処分の事例 05.06（下）」（堀内勇世、2005.6.30 作成）
- ・「自己株式（金庫株）の消却の事例 0506」（堀内勇世、2005.6.27 作成）